

平成27年12月定例会 第5委員会 報告資料

【任意報告】

- 電力システム改革への対応について 1頁
- 今後の小形風力発電設備の取扱いについて 3頁
- 博多湾環境保全計画（第二次）の骨子案について 4頁
- 福岡市環境配慮指針（平成28年度改定）の骨子案について 6頁
- 生活保護受給世帯に対するし尿処理手数料の減免制度の廃止について 9頁
- 福岡市南部工場の都市計画変更（廃止）について 10頁

平成27年12月18日

環 境 局

○電力システム改革への対応について

1 概要

国が進める電力システム改革においては、平成 28 年 4 月から始まる電力小売全面自由化等により、市民生活及び地域経済に影響を与えると想定されるため、その対応として、福岡市の事務事業・施策への反映を検討していく。

2 電力システム改革の流れ

平成 27 年度 (第 1 弾)	平成 28 年度 (第 2 弾)	平成 32 年度 (第 3 弾)
<p>広域系統運用の拡大 (平成 25 年電気事業法改正)</p> <p>⇒電力広域的運営推進 機関の設立 (4 月)</p>	<p>電力小売全面自由化 (平成 26 年電気事業法改正)</p> <p>⇒家庭等低圧施設向けの 電力小売が自由化 (4 月)</p>	<p>送配電部門の法的分離 小売料金規制の撤廃 (平成 27 年電気事業法改正)</p>

3 電力小売全面自由化について

期待
される
効果

- ①電気料金を最大限抑制
- ②料金メニューの多様化(ガス・携帯電話等とのセット割, ピークシフト料金等)
- ③事業者の事業機会拡大

課題

- ①市民・事業者への周知や広報
平成 27 年度市政アンケートの結果, 内容まで知っている人は 3 割にとどまる。
- ②市民・事業者が電気を賢く使える環境づくり
HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) 等エネルギーを賢く使う機器のさらなる普及が必要

4 国等のスケジュール

H27. 6	電力全面小売自由化が H28. 4 に開始することが閣議決定
H27. 8	小売電気事業者の登録申請開始 ※H27. 11. 24 現在 66 社, うち福岡市内 2 社登録済
H27. 9	電力取引監視等委員会設立 ※電力取引の適正監視, 小売電気事業者の登録審査等
H27. 12	託送料金の認可 ※小売電気事業者が送配電事業者の送電網を使用する料金が決定
H28. 1	家庭等低圧施設向け電力の購入先変更の事前受付開始
H28. 4	電力小売全面自由化

H29	ネガワット取引市場の創設 ※電力会社の要請に応じて節電に協力すると、報酬が支払われる仕組みの整備 ガス小売全面自由化
H32.4	送配電部門の法的分離 ※送配電網をすべての発電事業者が公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化し、中立性・独立性を確保
H35	九州電力管内のスマートメーター（次世代電力量計）の全世帯設置完了

5 福岡市の平成 27 年度における取組み状況

(1) 市民・事業者への周知や広報

「福岡市環境・エネルギーフォーラム」の開催、「環境フェスティバル」等での周知

(2) 市民・事業者が賢く電気を使える環境づくり

①住宅用エネルギーシステムの導入補助

太陽光発電システム，家庭用燃料電池に加え，エネルギーを賢く使う仕組みとして HEMS，蓄電池のメニューを 26 年度に引き続き実施

②市民の電力データの活用

国事業に参加し，HEMS から得られる市民の電力データを収集し，電力データを活用した新サービスの創出を検討

(3) 市有施設の効果的かつ効率的な電力売買に関する検討

市有施設の電力データを収集・分析し，複数施設を組み合わせる等電力売買方法の見直しを検討

6 今後の方向性

○市政だより・市ホームページ等の広報ツールのほか，国や関係機関と連携して，周知広報を行う。また，消費者トラブル等への対応も検討

○EMS（エネルギーマネジメントシステム）の活用等，市有施設における電気を賢く使う手法について検討

○電力小売全面自由化という制度変更の好機を生かし，廃棄物発電，メガソーラーや住宅用太陽光発電等地域の再生可能エネルギーについて，最大限活用及びさらなる導入につながる地産地消の仕組みの検討

○今後の小形風力発電設備の取扱いについて

みなと 100 年公園等に設置している市所有の小形風力発電設備「風レンズ風車」(以下、「風車」という。)の今後の取扱いについて報告するもの。

1 事故の概要と現状

- 平成 26 年 12 月 1 日, 暴風により, みなと 100 年公園の風車の羽根が過回転となり, 羽根及び輪の一部が破損(過回転は, ブレーキシステムの異常により発生)
- 平成 27 年 8 月, 当面の安全対策として, 市が所有する風車(市内 3 か所, 全 5 基)の羽根を撤去

2 市所有風車の取扱いについて

実証事業として設置した市所有の風車については, 設置開始から 6 年が経過し一定の成果が得られたこと及び安全性を考慮し, 撤去するもの(撤去時期は年度内の予定)。

(1) 実証事業の成果

九州大学との共同実証事業として, 市民啓発や発電効率向上のための開発支援を目的に設置した風車においては, 以下の成果が得られた。

- ・小形風力発電設備に対する市民の認知度が上がった。
- ・風車の発電量等のデータを活用することで, 九州大学での博多湾の浮体式海上風力発電実証事業の実施や発電効率向上のための研究・改良にもつながっている。

(2) 安全性を考慮する理由

○市所有の風車においては, ブレーキシステム及び羽根の素材について以下の課題がある。

- ・電源が失われた場合にブレーキが作動しない旧型のブレーキシステムであること。
- ・使用している羽根は, 過剰な回転が起きた場合, 同様の破損が生じる恐れがある素材であること。

○現在の設置場所は, 公園など不特定多数の市民が立ち入る場所であること。

3 今後の展開

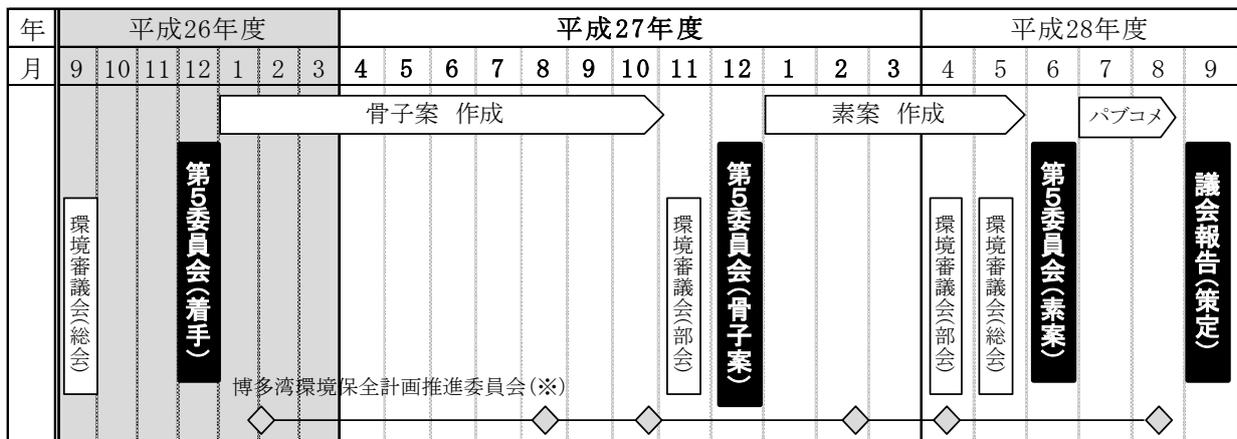
風力は, 福岡市内に賦存する利用可能な再生可能エネルギーの一つであること及び風レンズ風車を含め様々な小形風力発電設備が開発・改良されていることから, 九州大学などとも連携しながら小形風力発電設備の普及のあり方を検討していく。

○博多湾環境保全計画（第二次）の骨子案について

1 第二次計画の検討経緯

博多湾環境保全計画は、福岡市環境基本計画の部門別計画の一つであり、博多湾の環境保全施策に対する本市の基本的方向を示すものである。

現行の博多湾環境保全計画は、平成20年1月に策定したものであるが、計画期間が平成27年度までとなっていること、および上位計画である福岡市環境基本計画（第三次）が平成26年9月に策定されたため、博多湾環境保全計画（第二次）を策定するもの。



※学識経験者、漁業者、市民団体、事業者、関係行政機関により構成される委員会

2 現行計画の検証

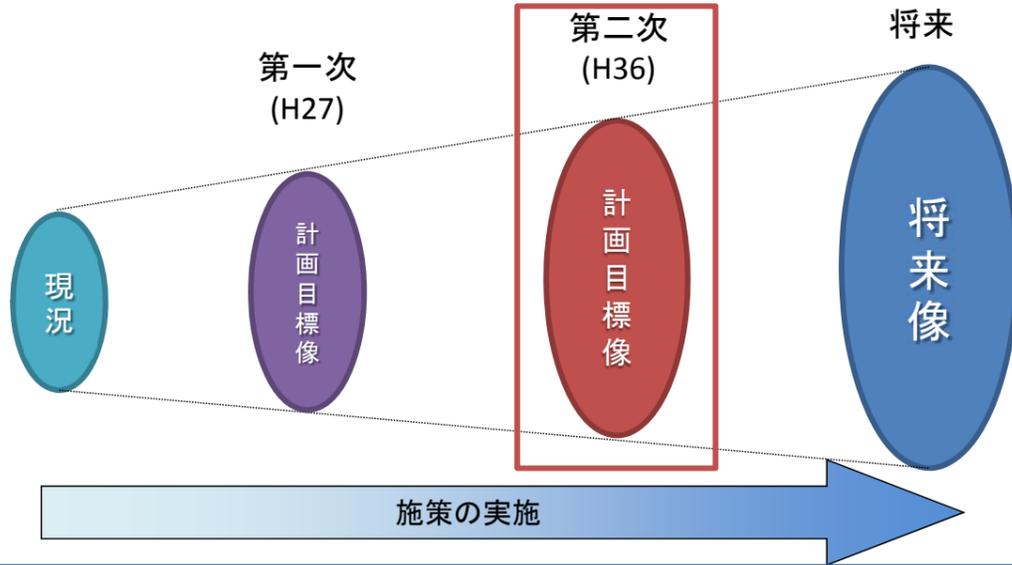
博多湾の水質・底質や指標生物について、モニタリング結果や施策の進捗状況等により、博多湾環境保全計画推進委員会において、現行計画の検証を行った。

現行計画の計画目標像に対する達成状況を「達成」「一部非達成」「非達成」の三段階で評価し、各海域で問題点・課題を整理した。

海域	評価	モニタリング結果・問題点	課題
博多湾全域	一部非達成	<ul style="list-style-type: none"> CODの環境基準非達成 夏季の赤潮発生 冬季の栄養塩不足 	<ul style="list-style-type: none"> 季節別の栄養塩の物質循環を健全化し、基礎生産を向上させる
干潟域	一部非達成	<ul style="list-style-type: none"> 気候変化によるアサリの減少 アオサの堆積等による一時的な干潟生物の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生物の生活史を通じた生物生息環境を保全する 干潟環境を改善するため、干潟につながる森林や河川の環境保全に努める
浅海域	非達成	<ul style="list-style-type: none"> 夏季の貧酸素発生 貧酸素水による一時的な底生生物の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 貧酸素水の影響を低減し、生物の生活史を通じた生物生息環境を保全する

博多湾環境保全計画(第二次) 骨子(案)

1 将来像の実現に向けて



博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”

博多湾においては、水質が環境基準を達成しているとともに、生物の生息・生育に適した水質・底質環境が成立し、多様な生物が生活史を通じて保全されています。

また、漁業等による健全な物質循環*が行われ、生態系が維持されています。

さらに、市民の環境保全活動の場・市民と自然とのふれあいの場として利用されています。

*ここでは、魚介類、海藻等の捕獲による博多湾の栄養塩の削減等をいいます。

計画の視点

- ①博多湾の水質保全
- ②適正な水循環および物質収支
- ③生物の生活史を通じた環境保全
- ④水産資源の保全・回復
- ⑤親水空間の創出および市民等との共働による環境保全

2 第二次計画目標像

博多湾全域

有機汚濁の指標のひとつである化学的酸素要求量(COD)が環境基準の達成に向け低減傾向にあるとともに、生物の生息・生育に適した栄養塩の物質循環に改善されること

施策(例)

- 下水の高度処理の推進
- 漁場環境の整備(海底ごみの回収等)
- 西部水処理センターにおける季節別運転管理(実験)の継続



砂浜海岸

水と触れ合う親水空間や砂浜に生息・生育できる生物の場所として、良好な環境が保全されていること

施策(例)

- 海岸清掃の推進
- 人工海浜の維持管理

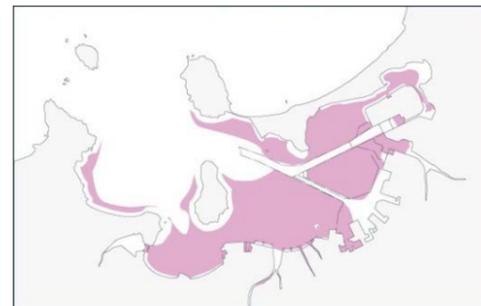


浅海域

水質・底質や貧酸素状態が改善され、稚仔魚や底生生物の生息環境が保全されていること

施策(例)

- 浅場や藻場の造成
- 窪地の埋戻し



注) 浅海域のうち水深10m以浅を图示しています。

港海域

港湾機能を有しながら、見て触れ合う親水空間や生物生息・生育の場が確保されていること

施策(例)

- 生物生息環境の創出
- 親水空間の整備
- 海域清掃の推進



岩礁海域

多様で豊かな海藻・海草類が生育し、その生育域が広がり、稚仔魚が育つ生息環境が保全されていること

施策(例)

- 藻場の保全・再生

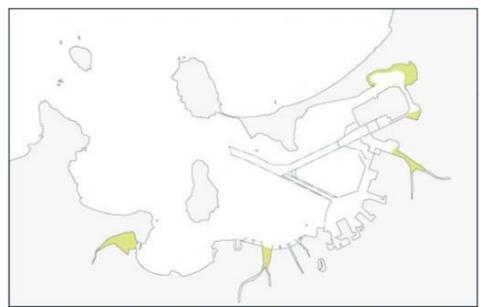


干潟域

底質などの干潟環境が改善され、稚エビ、稚仔魚、アサリ、カブトガニ等の干潟生物が産卵し育つ生息の場が増えていること

施策(例)

- 干潟保全活動の推進
- 河川の清掃
- 市民等との共働による植林活動



3 計画の推進体制

① 関連計画との連携

博多港港湾計画、博多湾流域別下水道整備総合計画、福岡市水産業総合計画等と連携を図る

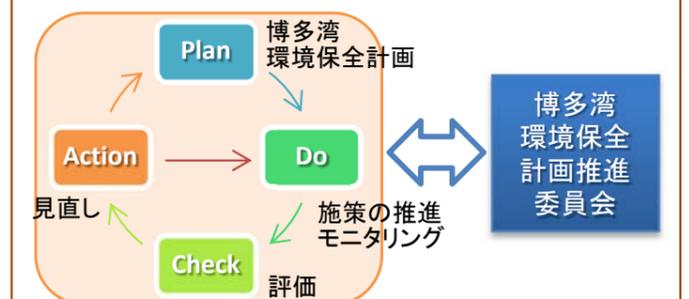
② 各主体との連携

市民、NPO等市民団体、事業者、行政等の各主体の取組みを支援し、共働・連携を推進



<各主体の連携イメージ>

③ 計画の進行管理



- 学識経験者、市民団体、事業者等で構成される博多湾環境保全計画推進委員会による計画の進行管理
- 施策の実施やモニタリング、モニタリング結果の評価、施策の見直しを行う

○福岡市環境配慮指針（平成28年度改定）の骨子案について

1 福岡市環境配慮指針の位置づけ

本指針は、福岡市環境基本条例第8条に規定される環境への配慮の推進のため、都市基盤整備事業や民間の開発事業等の「構想」「計画」「実施」にあたって環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業を環境と調和のとれたまちづくりへと誘導するための指針である。

平成4年3月に策定後、福岡市環境基本計画の策定等に伴い、これまで平成9年3月と平成19年2月に改定している。

2 改定の背景

(1) 上位計画の策定及び関連法の改正

- ・「福岡市環境基本計画(第三次)」策定(平成26年9月)
- ・「生物多様性ふくおか戦略」策定(平成24年5月)
- ・環境影響評価法改正(平成23年4月)、福岡市環境影響評価条例改正(平成24年12月)
(事業の計画段階に既存資料等から環境配慮を検討する計画段階配慮手続きが新たに設けられた。)

(2) 最新の環境関連情報の提供

現指針の貴重・希少種情報等は、平成15年度までの自然環境調査等のデータであり、最新のデータに更新する必要がある。

3 改定に向けてのスケジュール

年	平成26年度			平成27年度									平成28年度																	
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
				骨子案 作成									素案 作成					意見反映												
	環境審議会(総会)			第5委員会(着手)						環境審議会(部会)			第5委員会(骨子案)						環境審議会(部会)			環境審議会(総会)			第5委員会(素案)			議会報告(改定)		

1 環境配慮事項

1-1 環境配慮事項の視点

◎ 環境影響評価法等の環境要素と整合を図り、環境配慮事項を4つの視点で整理する。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - ・・・大気環境(大気質騒音,振動,悪臭等),水環境(水質,底質,地下水等),
 - 土壌環境,その他の環境(地形・地質,地盤,土壌等)
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - ・・・動物,植物,生態系
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
 - ・・・景観,人と自然との触れ合いの活動の場
- (4) 環境への負荷
 - ・・・廃棄物等,温室効果ガス等

1-2 環境配慮事項

(1) 地域特性別環境配慮事項

◎ 福岡市には多様な環境があり、生物多様性の観点から市域を8つに区分し、特性に応じた環境配慮事項を示す。

[地域特性区分]

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①海洋部 | ⑤内陸部(市街住宅地域) |
| ②島しょ部 | ⑥内陸部(里地里山・田園地域) |
| ③沿海部(自然的地域) | ⑦内陸部(山地・丘陵地域) |
| ④沿海部(中心市街地・港湾地域) | ⑧河川部 |

(2) 事業特性別環境配慮事項

◎ 環境に与える影響の特性により、事業を19に区分し、特性に応じた環境配慮事項を示す。

[事業特性区分]

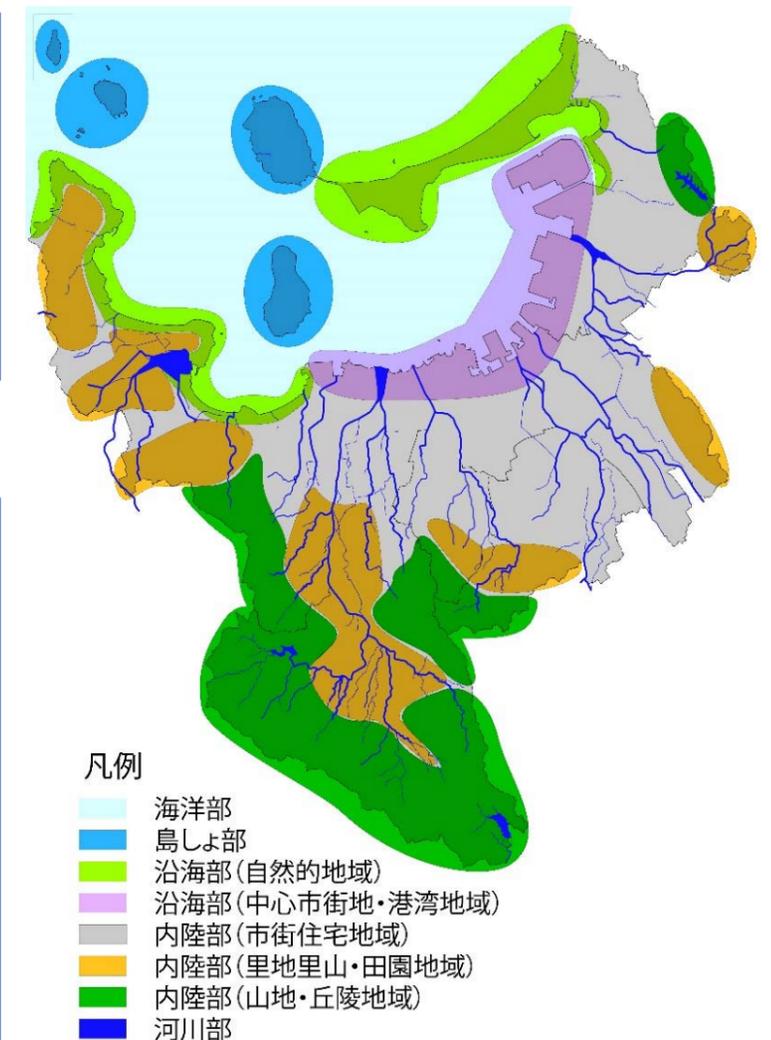
条例の対象事業

- | | |
|----------------|----------------------|
| ①道路整備事業 | ⑨流通業務団地造成事業 |
| ②河川改修・水辺整備事業 | ⑩公園・緑地・運動場整備事業 |
| ③鉄道・軌道整備事業 | ⑪住宅団地の造成の事業 |
| ④飛行場・関連施設整備事業 | ⑫土石の採取の事業 |
| ⑤発電電関連施設整備事業 | ⑬上下水道・都市ガス整備事業 |
| ⑥廃棄物最終処分施設整備事業 | ⑭ごみ焼却施設整備事業 |
| ⑦埋立・干拓事業 | ⑮工場・事業場整備事業 |
| ⑧土地区画整理事業 | ⑯各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業 |

福岡市の主な開発関連事業

- ⑰住宅整備事業
- ⑱商業・業務・公共施設整備事業
- ⑲港湾施設整備事業

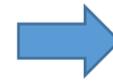
[地域特性区分]



◎平成26年度までの自然環境調査等のデータに更新する。

<環境関連情報掲載内容>

- 1. 環境に関連する法令・計画等
- 2. 市内の貴重・希少生物等のリスト
- 3. 快適環境資源リスト
- 4. 外来生物
- 5. 自然環境資源地図
(貴重・希少生物等確認地図、快適環境地図)



市内の貴重・希少生物等のリスト，貴重・希少生物等確認地図について，毎年最新のデータを提供できる仕組みとする。

- ・地図をメッシュデータで整理
- ・毎年度の自然環境調査の結果をリスト及び地図に翌年度速やかに反映し提供

貴重・希少生物等確認地図

(現行指針)

(改定指針)

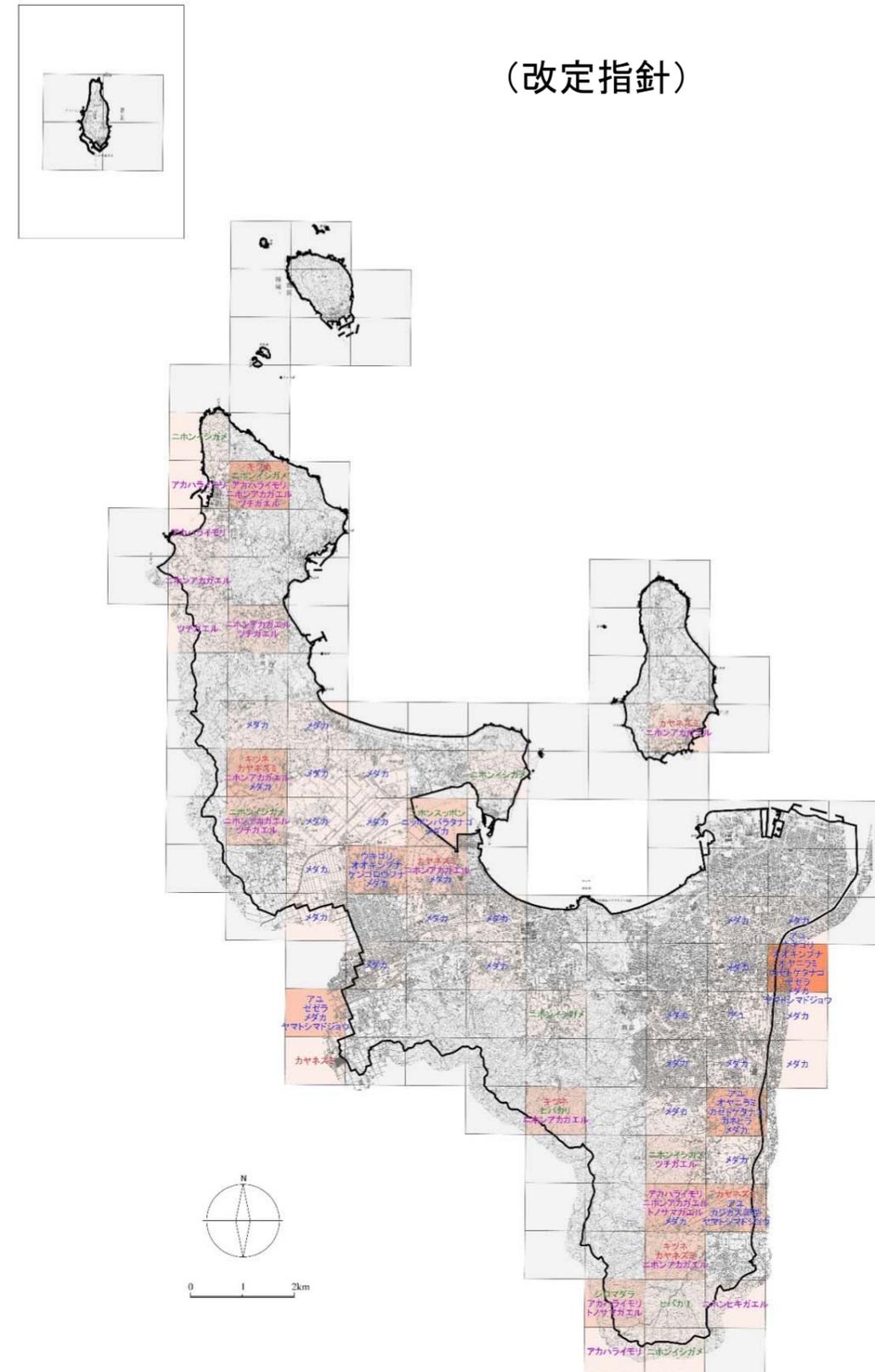
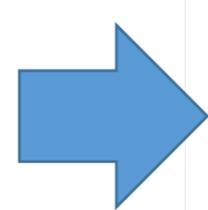
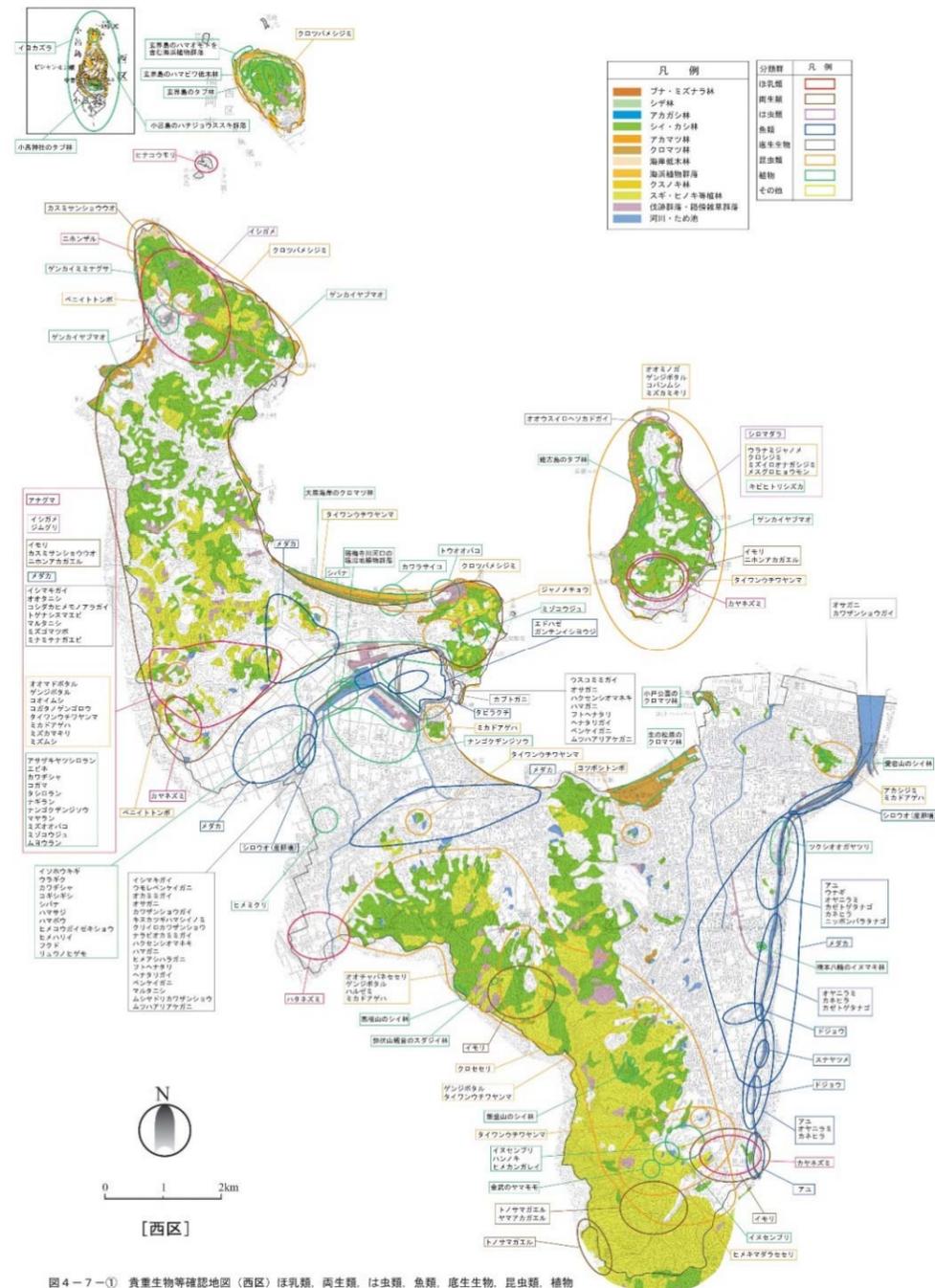


図4-7-① 貴重生物等確認地図(西区) ほ乳類、両生類、は虫類、魚類、応生生物、昆虫類、植物

○生活保護受給世帯に対するし尿処理手数料の減免制度の廃止について

1 減免制度見直しの趣旨

生活保護受給世帯への下水道使用料の減免制度については、下水道使用料が生活扶助に含まれていることから、その見直しについて、平成25年6月に策定された「行財政改革プラン」に位置づけられており、政策減免の必要性について検討がなされ、負担の適正化を図るため、平成28年6月に廃止されることとなった。

し尿処理手数料についても、し尿を含む生活排水処理の基本である下水道使用料の減免が廃止されることから、平成28年6月に制度を廃止する。

2 生活保護受給世帯に対するし尿処理手数料の減免制度の概要

- (1) 減免開始年度 昭和29年度
- (2) 減免内容 1人あたり月150円減額
- (3) 平成26年度平均減免世帯数および人数 84世帯・121人
 ※参考 平成27年10月末現在の減免世帯数及び人数 84世帯・118人
- (4) 平成26年度減免額(決算額) 216,830円
 (1世帯あたり月平均 約215円の減額)

○福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 ※抜粋

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第20条 条例第28条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(2) 生活保護法による保護を受けている者に係る、条例第27条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものに限る。) 1人1月につき150円

3 今後の予定(案)

27年 12月	28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
システム改修等検討									
	周知期間等								
委員会報告	規則改正					制度廃止		請求開始 →	

福岡市南部工場の都市計画変更(廃止)について

1 福岡市南部工場の都市計画変更(廃止)について

福岡市南部工場(クリーンパーク南部工場)は、福岡市のごみ量の増加に対応するため、福岡市の第3の清掃工場として、昭和52年に設置自治体である福岡市と立地自治体である春日市が都市計画決定を行っている。昭和56年より、福岡市の南部地域のほか、近隣の春日市、那珂川町のごみ処理を開始し、平成15年からは大野城市、太宰府市のごみも受入れ、34年間の運転を経て、老朽化のため、平成26年度末をもって稼働を停止し、平成28年度以降に、解体工事を行う予定になっており、今回福岡市が決定している都市計画の廃止手続きを進めるものである。

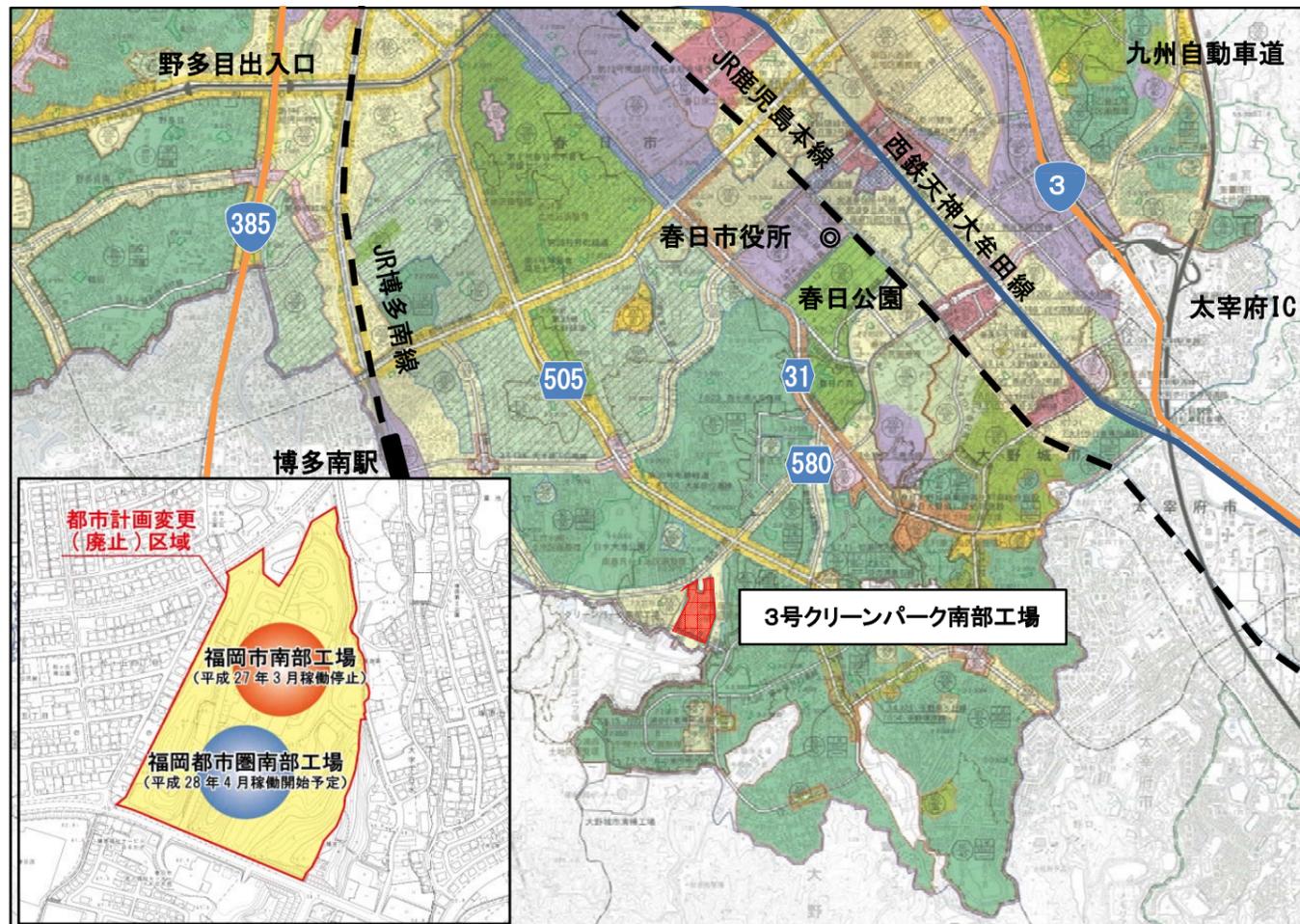
[都市計画の概要]

種類	都市計画ごみ焼却場	位置	春日市大字下白水
名称	3号 クリーンパーク南部工場	敷地面積	約9.2ヘクタール
都市計画決定日	昭和52年3月10日(平成8年1月8日 名称変更)		

[クリーンパーク南部工場 概要]

規模	600t(300t/日×2炉)	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
焼却炉型式	ストーカ式焼却炉		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
発電能力	5,000kW	階数	工場棟 地上6階、地下2階
建築面積	約10,313㎡		管理棟 地上3階
延床面積	約26,025㎡	煙突	外筒:RC造、内筒:鋼板製
竣工	昭和56年3月		高さ80m、集合煙突方式

[福岡都市計画ごみ焼却場(3号クリーンパーク南部工場) 位置図]



2 福岡都市圏南部工場について

後継施設となる福岡都市圏南部工場については、春日市が名称変更の手続きを行った上で引き続き都市計画を決定することとしている。新工場の建設については、福岡市及び近隣3市1町から構成される福岡都市圏南部環境事業組合により進められており、平成27年12月から試運転を開始し、平成28年4月からの稼働開始を予定している。

[現況写真]

(H27.10月撮影)



[福岡都市圏南部工場 概要]

規模	510t(170t/日×3炉)	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
焼却炉型式	ストーカ式焼却炉		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
発電能力	16,700kW	階数	工場棟 地上6階、地下1階
建築面積	約9,425㎡		管理棟 地上4階
延床面積	約19,019㎡	煙突	外筒:RC造、内筒:鋼板製
竣工予定	平成28年3月		高さ80m、集合煙突方式

3 今後のスケジュール(予定)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都市計画の手続き		●1/4~1/18 都市計画案縦覧 ●2/4 都市計画審議会		
福岡市南部工場				
工場閉鎖作業				
工事の設計・契約手続き		実施設計	契約手続き	
解体工事				解体工事
福岡都市圏南部工場		新築工事	試運転	工場稼働(H28.4 供用開始)

(案)

福岡都市計画ごみ焼却場の変更（福岡市決定）

都市計画ごみ焼却場中、3号クリーンパーク南部工場を廃止する。

注) 朱書きは旧を表す

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
3	クリーンパーク南部工場	春日市大字下白水	約9.2ha	600t/日
—	—	—	—	—

理 由

本施設は、福岡市が整備・運営するごみ焼却場として、昭和52年に都市計画決定したものであるが、老朽化に伴って本施設を廃止したため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

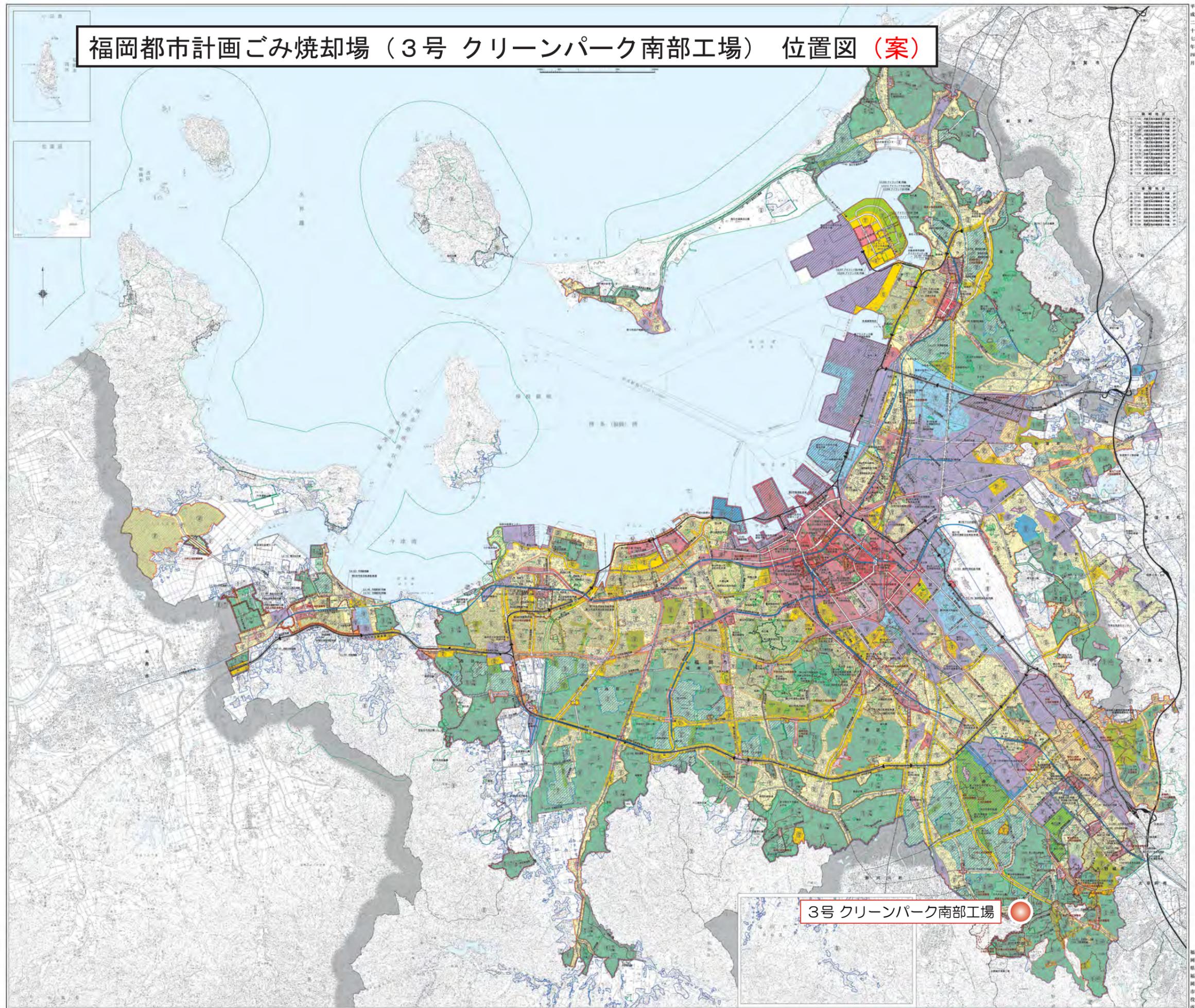
【参考】

総 括 表

	変更前		変更後	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
ごみ焼却場	4	55.1	3	45.9

福岡都市計画ごみ焼却場（3号 クリーンパーク南部工場） 位置図（案）

凡例 Legend	
	市街化区域および市街化調整区域界 Urbanization Promotion Area and Urbanization Control Area
	第一種低層住居専用地域（高さの最高限度10M） Class One Low-rise Residential Zone (Maximum Height of 10M)
	第二種低層住居専用地域（高さの最高限度10M） Class Two Low-rise Residential Zone (Maximum Height of 10M)
	第一種中高層住居専用地域 Class One Medium- and High-rise Residential Zone
	第二種中高層住居専用地域 Class Two Medium- and High-rise Residential Zone
	第一種住居地域 Class One Residential Zone
	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
	商業地域 Commercial Zone
	準工業地域 Semi-industrial Zone
	工業地域 Industrial Zone
	工業専用地域 Exclusive Industrial Zone
	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
	外壁の設け距離の最低限度 Minimum Distance Between Buildings and Boundary
	最低敷地規模 Minimum Site Area
	戸建住環境形成地区（特別用途地区） Residential Single Family Residential Zone
	特別用途地区 Special Use Zone
	第一種 15 M 高度地区 Class One 15m Height Zone
	第二種 15 M 高度地区 Class Two 15m Height Zone
	第一種 20 M 高度地区 Class One 20m Height Zone
	第二種 20 M 高度地区 Class Two 20m Height Zone
	絶対 20 M 高度地区（春日市のみ） Absolute 20m Height Zone (Spring City only)
	高度利用地区 High Urbanization Zone
	防火地域 Fire Protection District
	準防火地域 Quasi-Fire Protection District
	風致地区 Wind Zone
	特別緑地保全地区 Special Green Space Conservation Zone
	生産緑地保全地区 Agricultural Zone Reserved in the Urbanization Promotion Area
	臨港地区 Port Zone
	流通業務地区 Distribution Business Zone
	駐車場整備地区 Zone to be Provided with Parking Places
	都市計画道路 Urban Planning Project Roads
	都市高速鉄道 Urban Rapid Transit Railway
	公園・緑地・広場・墓園 Parks, Green Areas, Plaza, Cemeteries
	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
	ポンプ場 Pumping Station
	その他の都市施設 The Other Urban Facilities
	市街地開発事業 Urban Development Projects
	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
	自動車専用道路 Expressway
	鉄道 Railways
	自然公園区域 Natural Park Area
	市界 City and District Boundaries
	区町界 Ward/Town and Village Boundaries
	上段容積率・下段建ぺい率（市街化調整区域内） Floor Area Ratio/Building Area Ratio (Urbanization Control Area)
	指定区域区分界 Boundaries of areas with municipal urbanization control standards

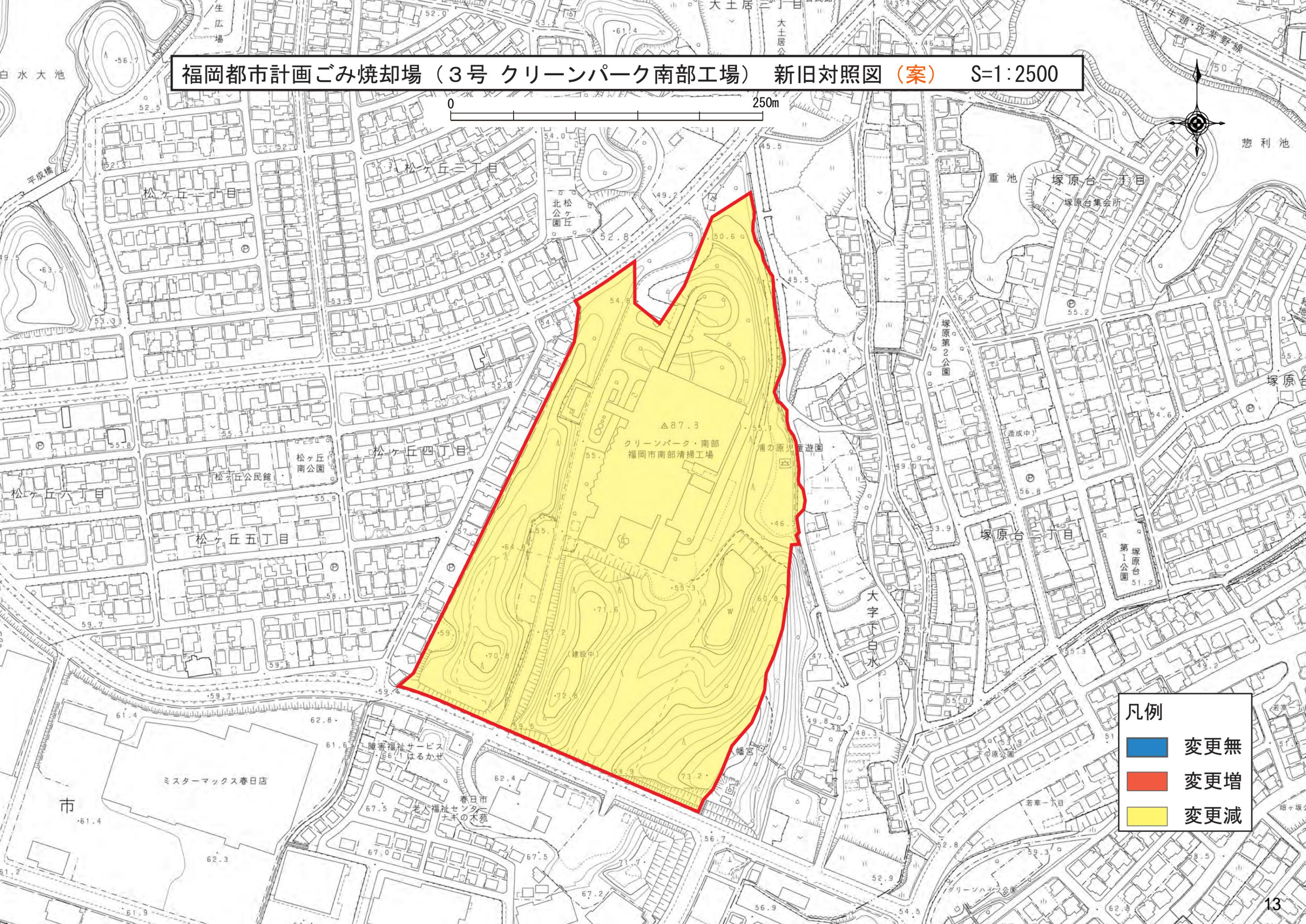


3号 クリーンパーク南部工場

※本図は、平成27年4月現在の都市計画の図面を示したものであり、建築や開発の際には、最新都市計画図面について、福岡市都市計画課都市計画課に問い、また各自治体には各々の都市計画に、記載している図面が最新図面であることを確認してください。

福岡都市計画ごみ焼却場（3号 クリーンパーク南部工場） 新旧対照図（案） S=1:2500

0 250m



凡例	
	変更無
	変更増
	変更減